

アジア女性基金 ニュース NO.9

1997年6月17日発行
ASIAN WOMEN'S FUND Copyright
TEL.03-3583-9346 FAX.03-3583-9347

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）事務局○丁107 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス○郵便振替口座 00180-3-71164

台湾で事業実施へ踏み出す

【懇安局】の方々に一日も早いお届けを

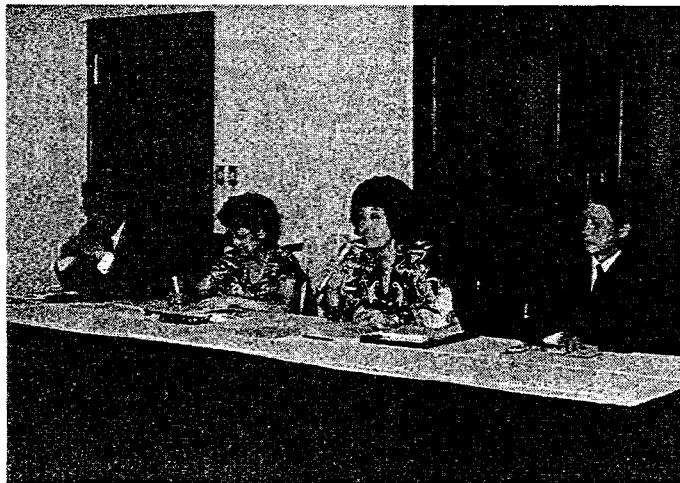
アジア女性基金は5月2日、台湾の日刊新聞3紙に広告を掲載して、元「慰安婦」の方々へ償いの気持ちをお届けする事業を開始しました。広告

では、償い金のお届けをはじめ、政府からの「総理の手紙」、政府資金による医療・福祉支援事業のお届けをお知らせし申請受付の開始を公示しました。併せて、この事業を受け止めたい元「慰安婦」の方々に一日も早く日本国民の償

いの気持ちをお届けしたい、また償い金の受け取りに際して「訴訟を提起しない」などの条件が求められることは一切ないこともお伝えしました。

広告では、この件についての問い合わせ・連絡先は、台湾・萬国法律事務所とし、その住所、電話・ファクス番号も掲載しました。

事業開始について2日午後、台北市内でアジア女性基金の下村理事、中嶋運営審議会委員と萬国法律事務所・賴浩敏弁護士が記者会見して発表、東京でも午後5時から基金事務所で、原理事長、有馬・衛藤両副理事長が記者発表を行いました。



台北市内で記者会見する下村理事、
中嶋委員、頼弁護士（5月2日）

新聞広告で事業内容 手続きをお知りせ

亞洲女性基金會以台灣原「從軍慰安
財團法人亞洲女性和平居民基金(亞洲女性基金會)」改以
歐洲金」。(2)實地由日本國政府撥款的醫療福利援助事項
施。

アジア女性基金は、過去一年以上にわたって台湾の関係者、関係団体に基金の趣旨・事業内容について理解を得る努力を続けてきましたが、一層広く元「慰安婦」の方々や台湾の方々に基金事業の趣旨・内容について理解を得ようと広告を掲載したものです。連絡先として、台湾で著名な賴浩敏弁護士が代表である萬国法律事務所の協力を得られることとなりました。

基金は、関係者、関係団体の支援活動には敬意をもっており、引き続き基金事業について理解と協力をいただきたいと考えています。 *2ページに「婦援会について」

* 2 ページに「婦壇会について」

●婦援会(台北市婦女救援社会福利事業基金會)について

- ・「婦援会」は台湾における唯一の元「慰安婦」支援団体です。
- ・基金はこの婦援会に対し、基金事業への理解と協力を得るために、意見交換の機会を繰り返し求めてきました。しかし婦援会は、基金との話し合いを拒み続け、結局1996年1月の面談が初めて実現したのを最後に、今日にいたるまで直接の話し合いは行われていません。
- ・一方、ここ数か月の間に、台湾で3名の被害者が亡くなられたこともあります、これ以上対話の閉ざされた状態を続けて時を費やすことはできないとの判断から、基金は婦援会に改めて協力を依頼する書簡を送付し、「婦援会からの回答を得られない場合は、独自の方策をもって事業開始の準備に着手する」と伝えました。
- ・これに対する婦援会からの回答は、「あくまで国家補償を求めるとの立場を貫く。基金からは今後接触してもらいたくない」との内容でした。

在京台湾の記者と初の懇談

もっとも重要なのは被害者本人の意思 基金 「総理の手紙」は高く評価できる 台湾記者

アジア女性基金は5月13日午後、都内で在京台湾報道記者との懇談を行いました。台湾側から聯合報、自由時報、中国時報を始めテレビ局からも出席。基金からは衛藤副理事長、下村理事、運営審議会中嶋委員が、また政府関係者も数人が出席しました。概要は以下のとおりです。

初めに、基金側から去る5月2日に台湾で事業の告示を行った趣旨と経緯等について説明しました。

昨年1月に一度会ったのみで、それ以降は婦援会への再三の依頼にもかかわらず対話の機会を拒まれていることもあって、被害者や関係者に正確な情報が伝わらず、近い将来、国家補償で2000万円支給が実現するというような風説が生まれていることを説明。また、被害者が償い金を受けとれば、月々支給されている1万5000元の生活支援金は打ち切られるとの「圧力」が婦援会から加えられていることなど、台湾における現在の問題について述べました。

【記者】新聞広告掲載後、申請の状況は。

【基金】遺族などからの問い合わせはきているが、今のところ被害当事者本人からはない。

【記者】日本が国家補償を排除しようとしている姿が、事態を悪化させているのではないか。

【基金】婦援会の主張を基金として云々する立場に

ないが、日本の政治状況からいって、近い将来に国家補償が実現することは不可能と考えている。たとえ将来可能になったとしても、当事者である被害者がすでに高齢であることを考えれば、何十年も先に実現しても意味がない。運動を続けることそれ自体には反対しない。現に、すでに基金事業が開始したフィリピン、韓国においても、償い金を受けとった被害者が日本政府を相手取って個人補償を求める裁判を続けている。

【基金】婦援会が少女売春問題等に取り組んでいる姿勢を、尊敬している。また、婦援会の働きかけによって、被害者への生活支援金が15000元に増額されたことも、評価している。運動にはさまざまな形態がありうるので、基金の活動と婦援会の国家補償の追求は両立しうると考えている。

【記者】台湾側が求めているのは、日本政府による直接の補償だ。日台間で十分な交流がないことが問題。突然、200万円だ300万円だと突きつけられても…。

【基金】最も重要なのは被害者本人の意思。被害者の受けた傷の負荷さ、戦後50年間歩んできた経緯は一人ひとり異なっており、たとえ被害者同士であっても本人が受け入れてもいいというのであれば、受け取るべきではないなどと強制すべきではない。

【基金】この問題を50年放置してきたことの責任を、

日本政府のみならず国民一人ひとりが認識することが重要と考えている。もとより、償い金はどんなに高額であっても充分ではないと考えるが、国民から集められた200万円の償い金は、われわれ日本国民のおわびの気持ちを象徴するものである。しかし、かつて被害者の一人が、「基金」事業を受け入れた際、「これで恨みが消えるわけではないが、日本国民の気持ちのこもったお金は、これから余生を少しでも安らかにするために使いたい」と言ってくれたことを、私たちは大切に受けとめたいと思う。一方で、この国民からのお金が「国家補償をごまかすための汚い金」と言われ、一人ひとりの純粋な気持ちを伝える回路さえ絶たれるというのは、いかがなものか。

【記者】総理がお詫びの手紙を出したこと自体は、高く評価している。しかし一方で国民からの償い、一方で日本国を代表する総理の手紙…外から見ていると玉虫色で趣旨がわかりづらい。かえって中途半端なことになっていないか。

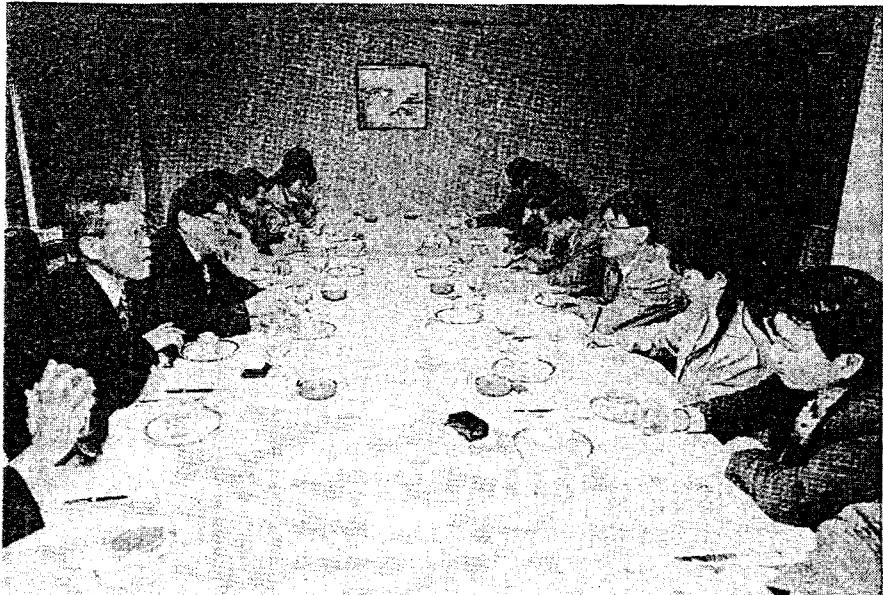
【基金】「基金」方式は理想的なものではないと考えるが、完璧を求めて何年も運動しているうちに、元「慰安婦」の方々は亡くなってしまう。何十年もかけて完全を求めるよりも、この道を選んだ。医療・福祉支援事業も総理の手紙も、この償いを少しでも意味のあるものにしたいとの思いから生まれたものだ。

【記者】被害者の中には「基金」のお金の受け入れを希望しているというが、たとえばその意思表示を、何か文書で公開する等の手段はとれないか。

【基金】本人に迷惑のおよぶことなのでできない。本人が文書なりで基金を受け入れるとの意思を表明しても、その後圧力がかかって撤回したという出来事もあった。昨年1月に会った4名の他に、8名の被害者ともじかに話をしているが、受けとりたいとの気持ちを伝えられた。

【記者】国家補償ができない理由は、外国人には理解しづらい。弱みにつけこんだ一方的な決定と、映らなくもない。

【基金】国家補償に関する日本政府の立場については、基金内部にも様々な議論がある。しかし、われ



台湾の新聞、テレビ関係者と初めての懇談 ▲

「完璧」を求めている間に 被害者が亡くなつてしまふ

われは「道義的責任」を認め 償いの気持ちをお届けするという一点で一致し、活動を続けてきた。基金の趣旨が現地の関係者に十分伝わっていない点があることは、感じている。

【記者】婦援会の態度は婦援会の自発的なものではなく、台湾外交部の意思の表れであるように感じるが、新聞広告掲載後の外交部の反応は。また、日本政府の立場は。

【政府】基金が広告を出すにあたり、東京と台北の両方で事前に交流協会を通じて台湾当局に連絡した。当局の反応としては、外交部スポーツマンが、広告が出されたことを遺憾に思う。台湾政府としては、引き続き婦援会の立場を支持する旨の声明を発表したと聞いている。これまで

日本政府は基金と同様に、台湾において婦援会の協力を得て事業を円満に実施するのが最良と考え、できる限りの支援を行ってきた。基金が告示を出さざるを得ないと判断した背景については、関係者に説明した。

インドネシア政府と「高齢者社会福祉支援事業」で合意

●女性を優先、資金は政府予算拠出により基金から

アジア女性基金は3月25日、インドネシア社会省との間で、同省の実施する高齢者社会福祉事業に対して支援する覚書に調印しました。10年間に3億8000万円、政府予算から拠出された事業費から基金が供与する取り決めです。山口達男理事が訪問し、ジャカルタの社会省でアスモノ次官との間で調印したものです。

この事業はインドネシア社会省が実施、基金との間で年間実施計画を策定します。元「慰安婦」が在住すると考えられる地域で事業を実施し、女性を優先する形で実施するものとしています。10年間で50施設、定員500人規模が見込まれます。

重ねて「基金否定ではない」

——国連人権委 クマラスワミ報告者

3月30日から4月5日、アジア女性基金の運営審議委員、林陽子弁護士はジュネーブで開催された国連人権委員会（第53期）を傍聴、NGOとの交流などをやってきました。ラディカ・クマラスワミ特別報告者との直接の話し合いでは、同報告者はつぎのとおり述べました。

「(付属文書で)基金を肯定的に(私が)評価したというのはその通り。基金だけでは足りないといったのであり、法的補償と基金による償いが両方できれ

償いの一つとして協力します。少額ですが続けていきたいと思います。日本の現実の非に素直に対処し、本当に努力する姿を示すべきです。つまらぬ詭弁と弄してはならない。特に一部の為政者にいいたい。(千葉県佐原市・男性)

かつての日本の軍人としてアジアの女性へのつぐないは当然と考えるものです。少しでもみませんが用いてください。(京都市・男性)

女だからと受けっていた差別、人間として私は決して許すことができません。何十年何百年時が経とうと、時代を刻んでいかなければならないのが人間です。「慰安婦」の方々の気持ちを考えると、いつもたってもいられません。ほんの少しの募金で

「アジア女性基金の元「慰安婦」に対する償いの事業は、どのように実施されるのか」との問い合わせがあります。

基金事業実施についての基本的な考え方・基準は、つぎのとおりです。

○対象者対象者について基金は、当該国・地域の政府・当局等の判断を尊重することとし、1995年7月19日（アジア女性基金設立日）

の生存者とする。その後亡くなった方の場合は、その配偶者および子が償い金を受け取ることができる。

○事業は一体元「慰安婦」の方々への事業は、国民の償いの気持ちとしての償い金、政府のおわびと反省の気持ちを表す「総理の手紙」、医療・福祉支援事業を、一体としてお届けする。

○申請期間申請手続きの期間は、当該国・地域において事業を開始した日から5年間とする。

実際にお届けする手順などは、当該国・地域の関係市民団体や政府当局などに協力を求め、それぞれの実情にそって決定することにしています。

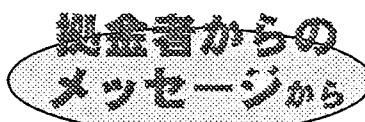
■償い金・総理の手紙・医療福祉支援事業

「事業は一体」が基本

ばよいが、一つしかできないとすれば、何もないより、よい」

ですが、それで少しでもよい方向に時代を変えていけるのであればと思います。絶対に起こしてはならない戦争。これから担っていくのは私たち若者なのです。何としても力を合わせて間違えた壁を壊さなければなりません。こういう問題は伝えなければならない義務があります。どうかこの組織を失わないでずっと続けてほしいと思います。(被害者の方々は)女性として、人間としての誇りをもって恥じずに生き抜いてほしいと思います。(中津市・女性)

いろいろとご苦労があると思いますが、日本人の償い(それは男性が女性に対する人格無視の結果ですが)の気持ちを、心に傷を負った皆様に伝えてください。(神戸市・女性)



■フィリピンでは15人に 償い金などをお届け

96年8月から元「慰安婦」の方々に事業を開始しているフィリピンでは、現在、15人の方に償い金な

ど基金事業をお届けしています。3月までの11人から増え、合計15人となりました。

お届けした方々は、その後、ロサ・ヘンソンさん始め、それぞれが医薬品など健康面や、住宅修繕などに使っていただいている。

■韓国記者団と懇談

「基金活動は、ありがたい。 その受け取りを非難はしない」

アジア女性基金は、4月21日午後、日本プレスセンターで、来日韓国ジャーナリストとの懇談を行いました。

韓国記者は12人で、KBS（韓国放送公社）、東亜日報などの外務部（外務省）詰めの記者たち。基金からは有馬真喜子・衛藤瀧吉両副理事長と高崎宗司運営審議会委員、和田春樹呼びかけ人が出席しました。

記者からは、「基金が責任を果たすとしていることはありがたいと思う」と評価したうえで、焦点として「総理の手紙」は政府公式のものか、アジア女性基金と政府との関係は…などの質問が出ました。

【基金】一日本政府は条約上、法的問題は終わったという公式見解は譲らないだろう。しかし「慰安婦」問題への道義上の対応を、政府もわれわれも考えた。中心になって考えたのは、むしろ政府だった。日韓条約の規定があるが、それを乗り越えて元「慰安婦」の方々におわびと償いを行うという基金ができている。

韓国のハルモニたちが求め、国際世論、日本の世論も動いた結果として出たのが、総理の手紙という政府の公式見解、政府で一致した見解である。これ以上はないという見解だと受け取ってもらいたい。

【記者】一韓日国交正常化条約をめぐって政府間では難しさがある。ここでは、個人補償について民間次元で話した。人道的に対処しようとする基金はありがたいと思う。考え方の違いは二つある。1) 国交正常化条約では植民地支配の解決として賠償（ママ）があったが、「慰安婦」問題という概念はなかったという時代背景がある。「慰安婦」問題は別個に考

えることが必要ではないか。2) 大統領が政府次元で補償を求めないといったが、議員の（補償要求）活動がある。一方、（みなさんは）日本政府に補償要求ができないといわれた。そこには視点の差があると思う。そういう視点の差があるということを念頭において、今後、（基金の方々は）活動していただきたい。

【基金】一（韓国で）基金を受け取った方7人が批判されているが、受け取る・受け取らないは、個人の権利（に属する問題）だと思う。ぜひ7人の方々もあたたかく見守っていただくようにお願いしたい。

日本政府は謝罪することを受け入れた。謝罪があ



り、お金はそのしるしにすぎない。300万、500万円ですむ問題では、とうてい、ない。

日本政府や日本の国民の中に、おわびしようとしている動きが出てきている。これを受け入れるハルモニを、ぜひあたたく見てほしい。

【記者】一日本政府の謝罪、（基金からの）慰労金を悪くいったり、受け取った人をいじめたりすることは（われわれは）しないだろう。

終了後、記者たちは基金役員らに歩み寄り、名刺交換を求めました。激高した発言もなく、終始おだやかに、基金側の意見も最後まで聞く姿勢でした。

アジア女性基金の歩み

● 1995年

- 6月14日 五十嵐官房長官（当時）、女性のためのアジア平和国民基金の事業、政府の取り組み、「よびかけ人」の名簿を発表
- 7月18日 呼びかけ人の「よびかけ文」、村山総理（当時）「ごあいさつ」発表
- 7月19日 女性のためのアジア平和国民基金が発足、東京都港区に事務所開設
- 8月1日 設立のつどい
- 8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解
- 8月15日 新聞などで呼びかけを行い、募金活動を開始
- 9月22日 募金総額5000万円に
- 11月10日 前後に中央紙・ブロック紙・地方紙に「募金協力呼びかけ」を掲載
- 11月27日 日本記者クラブ主催記者会見に、原文兵衛理事長、平林博外政審議室長らが出席
- 12月6日 募金総額1億円を超える
- 12月8日 女性のためのアジア平和国民基金に財団法人許可（総理府・外務省共管）
- 12月22日 国會議員による「女性のためのアジア議員連盟」（三塚博会長）が発足
- 12月25日 アジア女性基金への寄付が指定寄付金等（所得の控除）に指定され官報に公示

● 1996年

- 1月22日 対話チームがフィリピン、台湾を訪問
- 2・3月 中央紙・ブロック紙・地方紙に募金呼びかけの新聞広告
- 3月8日 募金総額が2億円を超える。
- 4月9日 国連人権委員会（ジュネーブ）傍聴に和田事務局長出張
- 5月中旬 在京の韓国報道記者、日本記者とそれぞれ懇談
- 6月24日 来日韓国記者団と懇談
- 6月4日 200万円を下回らない償い金、医療・福祉・住宅等の個人支援事業を決定、作業部会設置を決める

- 6月13日 募金総額4億円を超える
- 7月19日 第1グループ3カ国・地域について償い金一律200万円、医療・福祉の個人支援事業10年で7億円規模実施を決定。3カ国・地域同時開始を合意
- 7月末より 韓国、台湾、フィリピンへ対話チーム訪問
- 8月5・6日 「女性の人権とは」国際フォーラム（東京）、続いて京都で開催
- 8月11日 下村理事、国連人権小委（ジュネーブ）傍聴
- 8月14日 フィリピンで認定された4人の元「従軍慰安婦」に「総理の手紙」・償い金をお届け。フィリピン、東京で記者会見
- 9月5日 外務省招待韓国プレスと懇談
- 9月11日 東京新宿区内で、アジア女性基金の活動についての集会
- 9月30日 基金指定寄付等（所得控除）97年3月31日まで延長改訂（官報）
- 10月初旬 フィリピンで「アジア女性基金に関する委員会」正式発足
- 10月22日 「慰安婦」関係資料委員会発足
- 11月29日 基金大阪集会、有馬副理事長ほかが出席
- 12月13日 9日に基金償い金等を受ける表明をした韓国人元「従軍慰安婦」から理事長に同趣旨の書簡届く
- 理事会で韓国、台湾での償い金等を年内にもお届けする方針を確認
- 12月24日 この日までに韓国から7人が理事長あてに受け取り意思を伝える書簡

● 1997年

- 1月11日 韓国で7人の元「従軍慰安婦」の方々に償い金等のお届け実施。東京での記者会見で公表
- 1月15日 フィリピン政府社会福祉開発省との間で医療・福祉支援事業実施について覚書締結
- 3月25日 インドネシア社会省との間で高齢者社会福祉事業実施についての覚書締結
- 3月 基金の指定寄付金等（所得控除）延長公示
- 3月下旬 募金協力を呼びかける新聞広告
- 3月30日
- 4月5日 国連人権委員会（ジュネーブ）に林陽子運営審議委員が出張
- 4月21日 来日韓国記者と懇談
- 5月2日 台湾で償い金等の事業内容とその実施について新聞広告掲載。台北市と東京で記者発表
- 5月13日 在京の台湾記者と懇談

基金に整備した資料・書籍をご利用ください

アジア女性基金では「慰安婦」問題、女性問題に関する資料、書籍を集めて公開しています。市販の書籍、政府調査結果、その他関連の資料です。閲覧については、念のため問い合わせの上、お越しください。なお、関連の資料や刊行物を基金にお寄せいただければ幸いです。